

一般社団法人日本小動物獣医師会
専門部および委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小動物獣医師会(以下、「この法人」という。)定款第22条および第23条の規定により設置する専門部および委員会等の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部の構成)

第2条 専門部を担当する理事は、会長の指名により理事会が承認し、部長に就任する。

(専門部の業務)

第3条 専門部は、この法人の定款第3条に規定する事業を分掌し、会務実行上必要とする専門事項の調査、企画および立案を委員会にあたらせる。

2 部長は専門部を統括し、専門部で審議した事項の審議経過および結果を会長に報告しなければならない。

3 会長は、部長からの報告を理事会に諮り、その取扱いを速やかに決定し、会務の執行にあてなければならない。

(委員会)

第4条 専門部の中に委員会等を設置する。

2 委員会は、常に設置する常任委員会と特別な事項を審議するために設置する特別委員会とする。

3 特別委員会は、会長が必要と認めたときに、理事会の承認により設置することができる。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、委員をもって構成する。

2 委員長は、理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得なければならない。

3 委員は、理事および正会員の中から選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

4 副委員長は、委員の互選により選任し、委員長が理事会に報告する。

(委員の任期)

第6条 常任委員会の委員の任期は、この法人の定款第17条で定める役員の任期と同一とする。ただし、選挙管理委員会の委員の任期は、この法人の役員選任規程による。

2 特別委員会の委員の任期は、付託された事項が終了し、委員会の設置が必要なくなったときまでとする。

(審議事項の処理)

第7条 委員長は委員会を統括し、委員会で審議した事項の審議経過および結果を、部長を通じて速やかに会長に報告しなければならない。

2 会長は、委員長からの報告を理事会に諮り、その取り扱いを速やかに決定し、会務の運営にあてなければならない。

(学術顧問等)

第8条 理事会は、この法人の活動向上のために学術顧問等を有識者の中から推薦できる。

2 学術顧問等は、この法人および各委員会活動に参加し、意見を述べることができる。

3 学術顧問等には、費用を支弁することができる。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

(補則)

第10条 この規程に定めのない事項については、理事会の議決により、会長が別に定めることができる。

附則

1.この規程は、平成21年10月4日より施行する。(平成21年度第5回理事会変更)

2.この規程は、平成26年11月24日より施行する。(平成26年度第5回理事会変更)

3.この規程は、平成27年9月21日より施行する。(平成27年度第5回理事会変更)

4.この規程は、平成28年7月24日より施行する。(平成28年度第3回理事会変更)

5.この規程は、平成29年10月1日より施行する。(平成29年度第5回理事会変更)

6.この規程は、令和5年11月23日より施行する。(令和5年度第6回理事会変更)